

## その他添付書類について（４）

（計画作成担当者変更の際の添付書類について）

1. 組織体系図
2. 従業者の職員名簿（勤務体制含む）及び勤務表
3. 「認知症介護実務者研修」又は「基礎課程」修了書の写し  
（3. を未受講の場合は、誓約書）
4. ○介護支援専門員でない場合
  - ・計画作成担当者経歴書（参考様式2）○介護支援専門員の場合
  - ・「介護支援専門員証」または「介護支援専門員登録証明書」の写し

### <チェック事項>

- ①共同生活住居ごとに置くこと。  
（2ユニットの場合は計画作成担当者は2人必要。）
- ②1ユニットの場合は、介護支援専門員をあてなければならない。
- ③2ユニット以上の場合は、計画作成担当者の内少なくとも一人は介護支援専門員をあてなければならない。
- ④上記③の介護支援専門員は、介護支援専門員でないほかの介護支援専門員の業務を監督すること。
- ⑤介護支援専門員である場合、そうでない場合のいずれについても、「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること。